もう一方 内容又は内容 等 名義にて 本社の法
北上部長の裁判勘定（部長の未定は該当する所）
せよとし かくせば 社名 なとなかなか 妨害 となる
という風な 手続海員（下級の）を 駆って 出要求 あり
からもの方 との過迄を 会社の方へ 何か 合す
同海員も 出行す
なりと

（甲）

（乙）

ヨリ表面ノ解決案（本案ハ新労跡上等ニ依リ一般社會ニ
公表スルモノニシテ実際ハ第二案ヲ以テ解決条件トセリ）トシテ
甲ノ案（北方手当ノ増額）
(1) 航海手当ノ半減ハ十一月一日以降実施ノコト
(2) 郵船會社ハ悪況ニ基ク傭員救済ノ為此ノ際特ニ考慮
ヲ払フコト
第二案（解決条件）其ノ内容
(1) 十一月一日ヨリ明年四月三十日迄半減ス即チ五割ヲ積立ニ爲シ
以テ被傭者ヘトシテ甲機関部員ニハ海員組合ト協議ノ上
司厨部員ニハ會社ヨリ直接ニ各員ニ支給スルコト
(2) 手当以外ノ傭員ノ待遇ニ就テハ會社ニ於テ調査ノ上考
慮スルコト（註 本項ノ内容ハ退職手当年限ノ短縮火夫
長ノ服制改正等ノ如キヲ例示セリ）
即チ第二案ニ依リ双方諒解ノ上円満裡ニ解決ヲ見タリ